

令和6年10月24日

保護者のみなさまへ

島根県立津和野高等学校

校長 松田 哉

問題行動における懲戒規程の改訂について（通知）

秋冷の候 保護者のみなさまにおかれましてはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素から本校の教育活動につきまして、格別のご協力を賜り感謝申し上げます。

このたび、二十歳未満の喫煙・飲酒のきっかけになる行動の抑止の観点から、懲戒処分の対象となる行為を下記のように改訂（追加）することにしました。近年、ニコチン・タールやアルコールの入っていない喫煙具や飲料が販売されていますが、メーカー販売店は二十歳以上に向けて禁煙の補助や飲酒運転の撲滅を目的として開発したものであり、子どもが摂取すると、喫煙・飲酒のきっかけになる恐れがあるとして、二十歳未満の販売を規制しております。以上の理由から、高校生にはふさわしくないと考え、改訂（追記）いたしました。ご家庭におかれましても、二十歳未満の喫煙・飲酒防止について、ご指導いただきますようご理解とご協力をお願いいたします。

なお、新規程の施行は、令和6年10月24日（木）より施行いたします。

記

懲戒処分の対象となる行為

喫煙 （加熱式タバコ、電子式タバコの類含む）

飲酒 （ノンアルコール飲料の類含む）

下線部分が改訂（追加）事項です。

問い合わせ先

津和野高校生徒部

担当 深野 勝洋

TEL 0856-72-0106（代）